

公立大学法人宮崎公立大学内部統制規程

平成30年4月1日

規程第139号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学業務方法書第3条に規定する内部統制システム（以下「内部統制システム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）の役員（監事を除く。以下同じ。）及び職員（以下「役職員」という。）に適用する。

(組織)

第3条 役員会は、内部統制システムに関する重要事項について審議する。

2 役員会は、第5条第2項の規定による報告に基づき、必要に応じて、理事長に対し、内部統制システムに係る改善策を提言する。

(理事長の責務)

第4条 理事長は、内部統制システムの整備及び運用を統括し、その最終責任を負う。

2 理事長は、内部統制システムに関する事項を役職員に周知するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(内部統制担当役員)

第5条 法人に内部統制担当役員を置き、副理事長をもって充てる。

2 内部統制担当役員は、内部統制システムの整備及び運用を推進し、その状況を把握し、定期的に役員会に報告するものとする。

3 内部統制担当役員は、内部統制システムの整備及び運用の推進に関し、定期的に職員の意見を聴く機会を設けるものとする。

4 内部統制担当役員は、内部統制システム上の重大な問題が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、直ちに理事長及び監事に報告し、併せて必要な緊急措置及び是正措置を執るものとする。

5 内部統制担当役員は、役職員の不正及び違法行為並びに著しい不当事実を発見し、又は報告（通報を含む。）があった場合には、速やかに必要な措置を執るとともに、理事長及び監事に報告し、併せて再発防止のための措置を講ずる。

(職員の責務)

第6条 職員は、内部統制システム上の重大な問題が発生した場合若しくは発生のおそれがある場合又は役職員の不正若しくは違法行為若しくは著し

い不当事実を発見し、若しくは通報があった場合には、学部長又は事務局長を通して、内部統制担当役員に報告しなければならない。

- 2 職員は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて、内部統制担当役員又は監事に直接報告することができる。

(モニタリング)

第7条 法人は、次に掲げるモニタリングを行う。

(1) 日常的モニタリング

(2) 独立的評価

- 2 日常的モニタリングは、各業務において役職員の自己点検及び相互牽制並びに承認手続により行う。

- 3 独立的評価は、監事監査及び内部監査により行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、内部統制システムに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。